

# 令和6年度 福祉就労強化事業委託業務 企画提案評価会議

## 1 企画提案評価会議

### (1) 目的

提出のあった企画提案書を評価し、業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するため、企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を設置する。

### (2) 評価会議構成員

審査構成員は、次に掲げるものとし、座長は障がい者支援課長とする。

- ① 座長 健康福祉部障がい者支援課長
- ② 構成員 健康福祉部健康福祉政策課職員  
産業労働部労働雇用課職員  
農政部農村振興課職員  
健康福祉部障がい者支援課企画幹兼課長補佐兼管理係長

### (3) 評価会議の運営等

- ① 評価会議は、座長が招集する。
- ② 構成員が、やむを得ず評価会議に出席できないときは、座長は、当該構成員の代理として、当該所属の別の職員を出席させることができるものとする。

## 2 企画提案の評価基準

下表により評価を行い、企画提案の合計点について最高点となったものを委託候補者とする。なお、同点の場合は、座長が指名する者を委託候補者とする。なお、出席構成員の評価点の平均点が60点未満の場合は選定しないものとする。

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	○障がい者の就労、工賃に関する現状と課題を的確に分析し、有効な事業実施の基本方針を定めているか。 ○事業の実施方法が事業所の工賃向上の主体的な取組を促す上で具体的かつ有効なものであるか。 ○事業の実施に当たり、事業所や企業等との関係構築に関する方法等が具体的かつ有効なものであるか。 ○提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であるか。	50
2 業務の実施体制	○事業実施拠点及び各コーディネーター等の人員体制・組織が適切に整備され、県下一円を対象とした事業実施が可能であるか。 ○県との協議や実施状況等の報告の方法は、具体的なものであるか。	30
3 業務についての経験	○障がい者の収入増加の業務の内容は、本事業の実施に有効なものであるか。	10
4 業務に要する経費及びその内訳	○事業実施に必要な経費の内訳が、事業内容や効果等に照らして適切であるとともに、経費の総額が上限額以下であるか。	10
合計		100